

平成 23 年 11 月 8 日

金融安定理事会「金融上の連関性の把握：グローバルにシステム上重要な銀行に対する共通のデータテンプレート」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する 142 行の国内銀行および 46 行の外国銀行で構成される銀行の業界団体であり、ここで示された意見はその会員行の総意である。

全国銀行協会として、金融安定理事会から本年 10 月 6 日に公表された市中協議文書「金融上の連関性の把握：グローバルにシステム上重要な銀行に対する共通のデータテンプレート」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが金融安定理事会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論（データ収集の意義について）】

1. 収集データの活用法、監督上の便益の明示化

- ・ データ収集に当たっては、その活用方法と意義を明確化する必要がある。特にコストをかけてデータを集めるのであれば、相応の有益性がなければ受け入れられない。本件により、どのような監督上の改善が期待できるのかについて、具体的かつ明確に示していただきたい。
- ・ また、データ収集の意義と有効性については、十分な検証を行うべきと考える。

2. ビジネスモデルによって異なるリスク管理体制を勘案したデータ収集の必要性

- ・ 本提案によるデータ収集・分析は、金融危機発生を反省材料として金融機関のリスク管理強化を促進させる目的で検討されたものと理解している。
- ・ そもそも本邦の商業銀行では、デリバティブ取引等においても顧客企業の実需にもとづく取引を主体に行っており、投資銀行のようにレバレッジを効かせた投機的な取引を行っている訳ではない。また、金融危機における連関性も、商業銀行業務と投資銀行業務では異なると考えられる。
- ・ 商業銀行と投資銀行では、リスク管理の方法やそのために必要とされるデータが異なると認識している。投資銀行の場合には、報告データは市場性データ（例えば、市場価格のある有価証券など）であり、その提出は迅速

に対応できると考えられる。しかし、商業銀行の場合には、与信先のリスク管理が重要であるが、そのデータの提出は迅速には対応できない。

- ・ このように、本提案の中には、収集データおよび報告頻度などについて、商業銀行において必要とされるリスク管理を超えるものが含まれている。すでに各金融機関においてはその事業内容を十分に考慮したリスク管理体制が既に確立されているが、本提案は金融機関として必要なリスク管理と整合していない。例えば、大口与信先のリスク管理において、クレジットラインの限度額を超えたデータベース構築や、週次でのデータ報告など、個別行のリスク管理上の観点から必要な範囲・細目・頻度を超えるデータ収集は必要でない。

3. 簡易ルールの使用および報告頻度再考の検討・準備期間の設定

- ・ 本提案への対応には金融機関にとって、膨大なインシヤルコスト、およびランニングコスト・事務の負担を課すものであることは否定できない。このため、ビジネスモデルによって異なるリスク特性を踏まえ、データ収集にあたっては真に必要なものに限定すべきである。求められるデータが広範かつ細目に及ぶことや、グループ連結でのデータ提出を求めるのであれば、算定データについて簡易ルールの使用を是非、検討いただきたい。
- ・ まず、ビジネスモデルによる違いへの対応としては、本提案では、現状の金融機関の管理レベルを超えるデータが求められていることから、例えば、非市場データに対しては、月次ないし四半期ごとに提出を認めるといった配慮を行っていただきたい。
- ・ 次に、すべてのデータを完全に収集しないで、重要なデータを集めることでも分析に耐えうる情報になると考えられる。例えば、グループ内の主要でないエンティティを対象から外すこと（つまり、主要でないエンティティには数値の横置きを認めること）で大きな負担の軽減に資するうえ、コスト・ベネフィットの観点からも肯定されるはずである。
- ・ さらに、金融機関が本提案に対応した準備を進めるには、必要なシステム開発に相応な期間が必要である。このため、提案に示されている導入スケジュールについては十分な準備期間を設けたものとしていただきたい。

4. データ定義の明確化

- ・ 本提案に対応したシステム開発を進めるには、提出を求められるデータ定義の早期明確化が必要であるため、実現いただきたい。一方で、金融機関毎やグループ内のエンティティ毎のデータ保有状況が異なることも想定されるため、データ定義は過度に詳細にすべきではない。

5. 当局報告等との重複の回避

- ・ 今回要求されるデータは、システム上重要な金融機関（G-SIFIs）や再建・

破綻処理計画（RRP）で求められる指標データやエクスポージャー残高、および既存の各種当局宛報告と重複している部分も多いと考えられる。

- ・ 民間金融機関への過度な負担を回避するためには、まず、既存報告の削減を検討いただくとともに、既存報告で代替できるデータは対象外としていただきたい。
- ・ 次に、システム上重要な銀行（G-SIBs）や RRP などの国際的なデータは別途、報告されることになる想定されるが、本データ報告でも、重複して提出が求められることを懸念している。作成・報告銀行側の重複した事務負担のみが生じることはないよう、G-SIBs や RRP の必要データ項目との整理を検討いただきたい。

6. 構造およびシステム上の重要性に関するデータ（付属文書 4）

- ・ 強靱性に係る主要なデータとして、リスクアセットが四半期毎に報告を求められているが、既に各国における自己資本比率規制制度の中で、当局宛報告が定められていることから、その制度を活用すべきであり、改めての報告制度の制定は民間金融機関への負担を考慮して、不要としていただきたい。
- ・ リスクアセットの算出は膨大なデータ収集、複雑な計測と検証の作業を伴っており、現行制度での決算開示が対応の限界である。
- ・ 報告要領の詳細は不明であるが、新しい制度でリスクアセットの算出の前倒しや新しい内訳情報の追加が求められた場合、対応は不可能である。

【各論】

○ Institution-Institution (I-I) データ（クレジット）

質問 1・I-I データ（クレジット）：評価 5

- ◇ 商業銀行では、デリバティブ取引等においても企業の実需にもとづく取引を主体に行っており、投資銀行のようにレバレッジを効かせた投機的な取引を行っている訳ではない。リスク管理とモニタリングの観点で追加的な利点は見出しにくい。一般に、邦銀の信用エクスポージャーの太宗は国内事業会社に対する円貨貸付。また、対金融機関取引のリスク管理は、既存のクレジットラインによる限度額管理で十分カバーされていると認識している。
- ◇ 連結を対象とすると、子会社の業態・事業の目的が異なるため、コスト算定は困難。なお、「上位 50」が「各商品の 50」なのか「全商品合計での上位 50」なのか定義によっても対応コストは変化する。
- ◇ 大口先個社のデータ収集においては、グループ各社の全明細を集約後に名寄せを行い、大口先の判定を行う必要があるが、全明細の集約や名寄せ作業は実務的に難しい。

質問2・カウンターパーティーの数と特定：評価5

- ◇ I-I データにおける対象先が 50 から 60 に増加することによる限界的なコスト変化は不明。対象先 50 でも既に十分に負荷が高く、大きな差異はないことから評価は 5 と考える。
- ◇ むしろ、10 先以下まで大幅に絞る、特定の金額水準を設ける、個別先名を少数に特定する、といったことが負荷の軽減につながることも考えられる。

質問3・報告頻度：評価5

- ◇ 銀行システムおよび業務フローには月次還元を前提とした枠組みが多く、これらを週次に変更するコスト負担は大きい。
- ◇ 例えば「月次」と「週次」の違いという観点では、単純に4倍という以上の対応負荷がある。「週次」については、相当の割り切り（対象範囲、データ項目等）の前提を置かなければ対応は不可能である。
- ◇ 一般的には子会社も含めたグループ連結ベースのデータ収集は、連結決算集計と同様の四半期次が現実的な対応である。
- ◇ エクスポージャーのデータには、ファンド内資産のルックスルーまで求められることは想定していないが、仮に求められたとしても対応は不可能である。

質問4：評価5

- ◇ 提示された Institution-Institution (I-I) データ（個別大口 50 先データ）および Institution-Aggregate (I-A) データ（国、セクター、金融商品、通貨、残存期間別に集計されたデータ）は広範かつ細目に及ぶため、網羅性・正確性の確保は困難である。よって、一定の割り切り対応やベストエフォートでの対応が許容されるべきである。
- ◇ 現在、最終リスクベースの計数作成には、有価証券、担保、保証、ヘッジ等を追加的に集計する等、システム非対応部分が多いのが実態。そのため、人的負荷をかけ対応したとしても、正確性・網羅性を担保するのは困難。また、期限内の報告も難しいと考える。

質問5・報告ラグ（報告期限）：評価5

- ◇ 「週次」の報告頻度と「3日間」の報告期限は、最も対応困難な事項。それらはワンタッチでグループ連結全てのデータが報告書形式でアウトプットできる水準を求めていることに等しく、実質的に不可能である。
- ◇ 一般に、海外支店や連結子会社のデータ等は、システム間のデータ連携や為替換算等で相応に時間を要するため、大多数の銀行にとって「3日」での達成は困難であると考えられる。
- ◇ 既存のデータベースにおいても、全行的なデータ反映に数営業日を要しているのが現状である。
- ◇ また、収集したデータについての正確性担保には、関連部署・子会社等にお

ける集計と再鑑者によるチェックを踏まえ、グループ親会社まで集約されていくプロセスを経るため、現場でデータが揃ってから相当の日数が必要となる。最短でも決算確定と同等のスケジュールが必要である。

○ Institution-Institution (I-I) データ (調達)

質問 6・I-I データ (調達)

- ◇ 連結を対象とすると、子会社の業態・事業の目的が異なるため、コスト算定は困難であり評価はできない。なお、「上位 50」が「各商品の 50」なのか「全商品合計での上位 50」なのか定義によっても対応コストは変化する。
- ◇ 調達側の I-I (個別大口先) データについては、CP 等セカンダリーで流通しているものについては把握が不可能である。

質問 7・カウンターパーティーの数と特定：評価 5

- ◇ 質問 2 と同様の理由で評価 5 と考える。

質問 8・報告頻度：評価 5

- ◇ 質問 5 と同様、「週次」の報告頻度と「3 日間」の報告期限は、最も対応困難な事項である。
- ◇ なお、市場性取引と顧客性取引の管理手法は異なっており、顧客性取引に含まれる対象商品のうち預金は取引件数も多く管理も複雑である。提案のうち「ホールセール預金」が除外されれば集計対象を市場性取引に限定でき、管理コストの減少に資する。

質問 9・マチュリティの区分

- ◇ 調達先の分散・マチュリティの長期化は、商業銀行にとっては継続的課題であるため、例えば大口先が調達全体に占める割合や平均マチュリティを把握し、管理を行っている。本質問に関しては対応可能だろう。
- ◇ 一方で、調達先の個別名の把握が必ずしも必要とは考えられないこと、加えて大口先が調達全体に占める割合や平均マチュリティの傾向を把握することで今後も管理できると考えており、3 日後、週次ないし月次という速報性が必要であるとは考えられないことを申し添えたい。

質問 10・報告ラグ (報告期限)：評価 5

- ◇ 質問 5 と同様の理由で評価 5 と考える。

○ Institution-Aggregate (I-A) データ (エクスポージャー)

質問 11・I-A データ (エクスポージャー)：評価 5

- ◇ 評価 5 だが、対象範囲縮小・期間延長が容認されれば負担は軽減される。
- ◇ I-A データのセクター区分 (7~12 区分) ついては、7 区分でも十分に細か

く、対応が困難である。

- ◇ 導入スケジュールについては、本提案では3段階で進めるとあるが、システム開発が必要となることを踏まえれば2014年末の完全導入は拙速であり、金融機関側のコスト負担や実務面への影響を配慮し十分な準備期間を設定いただきたい。
- ◇ また、導入当初は十分なデータ収集体制が整わない可能性もあり、提供可能な範囲から試行期間・観察期間を設定し、その後に収集データの分析・検証および各国関係者の追加的な議論を踏まえ、本格導入まで調整していくべきである。
- ◇ 例えば、データ収集範囲については、既存のBIS統計の対象範囲にとどめるべきである。もしくは、当初は銀行単体からスタートし、段階的に必要に応じて連結ベースに拡大することも考えられるが、重要でないエンティティにまで拡大するのは、コスト・ベネフィットの観点から問題と考える。すなわち、重要でないようなエンティティに係るデータは外すとか、前回データと同じものとするを容認する扱いを認めるべきである。
- ◇ 既存のBIS統計報告の対象は非居住者に限られており、かつ大枠の国別/業種別のみのため負担が大幅に増加することが見込まれる。
- ◇ また、提案のセクター区分の実現には、各行が独自に定性的な判断を下す必要があると考えられるため、収集データとしての有効性自体が疑問である。例えば、コングリマリット形態の金融法人の扱い等、各行の基準がバラバラになるおそれがある。また、個社単位の定性判断が発生するため、対応には非常に大きな人的負荷を伴う。
- ◇ 現状、セクターや商品、通貨等の詳細な内訳を伴わないにも関わらず、作成に4週間を要している状況。仮に、主要海外拠点の新システム本格的稼働、あるいはデータ整備の改善があったとしても、システム非対応作業が必ず残ると考えられ、求められる範囲・期限での報告は困難である。
- ◇ また、データ取得が可能との前提に立った場合も、データ集計・帳票作成システムの開発に相当な時間とコストが予想される。

質問 12・国の区分

- ◇ Level1 国の増分によるコスト変化は評価不能。連結ベースでの対応が必要であり相応のコスト負担が見込まれる。
- ◇ 既存のBIS統計と比べ対象国が減少しているが、連結ベースのデータ収集のため、範囲に海外店や現地法人等子会社が含まれることを前提とすると、システム・人的資源とも相応のコスト負担発生が見込まれる。

質問 13・セクター：評価 4

- ◇ BIS統計にはない新たな要件となるため、追加的なシステム開発が必要。システム開発上は7区分、12区分いずれの場合も同程度の負担を想定している。

- ◇ 提案のセクター区分の実現には、各行が独自に定性的な判断を下す必要があると考えられるため、収集データとしての有効性自体が疑問である。例えば、コングロマリット形態の金融法人の扱い等、各行の基準がバラバラになるおそれがある。また、個社単位の定性判断が発生するため、対応には非常に大きな人的負荷を伴う。
- ◇ 本提案では、システム開発や業務フロー構築に必要となる詳細定義が不明確である。特にノンバンク、非金融機関、家計等は、追加のシステム開発が必要となる可能性が高く、早期に詳細および定義を確定いただきたい。

質問 14・金融商品

- ◇ 評価不能、システム開発上は 8 商品と 10 商品いずれの場合も同程度の開発コストと想定されるものの、データ（国、セクター、金融商品、通貨、残存期間別に集計されたデータ）は証券化商品等の定義も明確でなく、広範かつ細目に及ぶため、網羅性・正確性の確保は困難である。
- ◇ I-A データの調達報告に求められている通貨については、邦銀の場合リスク管理上の主要通貨（米ドル、ユーロ、日本円）で十分。その他通貨は、邦銀にとってはバランスシートに占める割合は極めて少なく、重要性の原則から無視できる範囲と考える。
- ◇ データ収集の目的を果たすことが可能であれば、重要性の基準等で対象範囲を限定する等の簡便的手法の許容もご検討いただきたい。

質問 15・マチュリティ

- ◇ 評価不能。カテゴリー数の増減によるシステム開発上のコスト変化は測定しにくい。
- ◇ 調達先の分散・マチュリティの長期化は、商業銀行にとっては継続的課題であるが、一般的にシステムには残存期間という概念はないため、システム内で基準日と最終期日から計算させることになり、システムの的には負荷が大きい。

質問 16・報告区分

- ◇ 報告区分の違いについてのコスト差については、評価できない。
- ◇ いずれの報告区分でも、広範かつ細目に亘るデータの収集が必要となることから、極めて大きなコストを要することには変わりはない。なお、提案された 5 区分ケースでは、単純計算で 35,580~126,000 の膨大なセル数となり、報告の網羅性・正確性を担保すること自体困難であるうえ、かつ、報告形式もイメージできない。

質問 17・頻度：評価 5

- ◇ 一般的には子会社も含めたグループ連結ベースのデータ収集は、連結決算集

計と同様の四半期次が現実的な対応である。これを月次に切り替えるとした場合、銀行決算を月次に切り替えるのと同等の作業負荷・コストが発生するからである。

- ◇ 重要性の基準等で対象範囲を限定した簡便的対応の許容も検討いただきたい。

質問 18・報告ラグ（報告期限）

- ◇ また、データ収集は、関連部署・子会社等における集計と再鑑者によるチェックを踏まえ、グループ親会社まで集約されていくプロセスを経るため、現場でデータが揃ってから相当の日数が必要となる。最短でも決算確定と同等のスケジュールが必要と考える。
- ◇ また、有価証券等の時価評価や減損・自己査定の対象となるような金融商品については、エクスポージャー残高の確定に数日から数週間の時間を要す点にも留意すべきである。

質問 19・Metrics、リスク移転およびエクスポージャーデータ：評価 5

- ◇ I-A データの報告区分は余りに細かすぎるため、子会社を含むデータ収集範囲を想定した場合には、最終リスクベース・最初の借り手ベースの如何に関わらず、質問 11 と同様に対応は困難である。
- ◇ 現在、最終リスクベースの計数作成には、有価証券、担保、保証、ヘッジ等を追加的に集計する等、システム非対応部分が多いのが実態。そのため、人的負荷をかけ対応したとしても、正確性・網羅性を担保するのは困難である。また、期限内の報告も難しいと考える。

○ Institution-Aggregate (I-A) データ（調達）

質問 20・I-A データ（調達）：評価 4

- ◇ BIS 統計では、調達の報告が最小限になっており、かつユーロ統計と比べても、連結範囲および対象範囲の拡大に伴うコストが増加。実効性のある規制導入のため、提案比少なくとも 1 年～2 年程度の追加の準備期間が必要と考える。
- ◇ BIS 統計同等への範囲縮小・準備期間の延長が容認されれば「評価 3」。また、単体ベースのみ先行導入することも検討いただきたい。
- ◇ ALM 等を目的とした社内管理との重複があり、個別行としての利点は限定的である。
- ◇ システム面では、テンプレートに従い情報を提供するには、データを管理する各システムの開発に加え、複数システムを横断的に繋ぐインターフェースの開発も必要である。また、これらイニシャルのコストに加え、保守のための追加コストも継続的に発生する。加えて、要求項目が取引データの追加インプットを必要とする場合、追加の作業負担も発生する。

質問 21・金融商品

- ◇ 評価不能。カテゴリー数の増減によるシステム開発上のコスト変化は測定しにくい。

質問 22・残存マチュリティ：評価 3

- ◇ システム開発上は、3 カテゴリーと 8 カテゴリーいずれの場合も同程度の開発コストが想定される。
- ◇ 一般にシステムには残存期間という概念は存在しないため、システム内で基準日と最終期日から計算させることになり、システム的には負荷が大きいため、「評価 3」と考える。
- ◇ 一方で、要求払預金の残存マチュリティをどのように考えるか（歩留まりの勘案等）、提示いただきたい。また、調達において流動性リスク、信用リスクを測るには残存マチュリティではなく、原契約期間の変化を確認することも有効という考え方もあるので、再考いただきたい。

質問 23・セクター：評価 4

- ◇ セクター区分は、既存の BIS 統計に存在せず、またユーロ統計に比しても大幅に拡充されている。新たな要件となるため、一般に現在のデータベースでは対応困難であり、追加的なシステム開発が必要と考える。システム開発上は、7 区分と 12 区分のいずれの場合も同程度の開発コストが想定される。
- ◇ 邦銀にとっては、数億円から十億円単位の開発コストがイニシャルで発生する見込みと考えている。
- ◇ 市中協議案ではシステム開発や業務フロー構築に必要な詳細定義が不明確である。特にノンバンク、非金融機関、家計等は、追加のシステム開発が必要となる可能性が高く、早期に詳細定義を確定いただきたい。
- ◇ 社債による調達など、保有者の詳細が発行体に知らされない金融商品については、国とセクター区分による報告は不可能であり、セクターを特定できるのは実質的に預金に限定される。
- ◇ 主要な調達先は、I-I データ（調達）の報告対象となるため、区分の共通化、報告の代替等を検討いただきたい。

質問 24・区分と統合

- ◇ 下記理由で評価不能。
- ◇ 一般に、カテゴリーの拡大によるシステム影響は、どのように要件定義を行うかの違いであり、開発コストに大きな差異は生じない。ただし、データの正確性を担保するためには、システム計算データの検証手続きの実施、また 2つの区分間での一致を確認する必要があり、セル数の増加は業務負担と直結するため、必要十分な数に限定すべきである。

- ◇ 社債による調達など、保有者の詳細が発行体に知らされない金融商品については、国とセクター区分による報告は不可能である。
- ◇ 残存期間の短い金融商品については、報告したタイミングで既に存在しない可能性も高く、詳細を区分し報告する必要性は乏しいものとする。
- ◇ 取引件数の多い預金契約に新たなセクター区分を登録する負担は甚大（評価5）であり、他方、主要な調達先については、I-I データ（調達）の報告対象となるため、区分の共通化、報告の代替等の作業負担軽減も検討いただきたい。

質問 25・報告ラグ（報告期限）：評価 5

- ◇ 質問 18 と同様と考える。

○ 構造上およびシステム上の重要性に係るデータ

質問 26・構造的なデータ：評価 3

- ◇ 今回要求されるデータは G-SIFIs や RRP で求められる指標データやエクスポージャー残高、および既存の各種当局宛報告と重複している部分も多いと考えられる。民間金融機関への過度な負担を回避するためにも、既存報告の削減や G-SIFIs・RRP の必要データ項目との整理をあわせて検討いただきたい。
- ◇ また、既存報告で代替できるデータは対象外としていただきたい。
- ◇ 年次と比べ四半期はもともと作成するデータ自体が少ないので、年次レベルのデータ算出を確保するためには、年次決算と同じ体制をとる必要があり負担が大きい。

○ 受動的データ

質問 27・受動的データ：評価 5

- ◇ 受動データについては、内容によりシステム対応・人的手当等々の大きなコストを伴うものも想定され、データ内容と対象範囲・期限等は現実的な対応が望まれる。
- ◇ 一般に頻度と精度は反比例しがちであり、不稼働期間が長くなると、システムリスクとオペリスクが高まる。また、「いつ来るか分からない」報告業務に対して、常態的に相応の人的資源を配置しておくことも困難であるため、回数を限定した、一定頻度での実務運営がむしろ妥当と考える。
- ◇ ただし、高い頻度や追加的な区分等はシステムの限界を含む内容も多く、事前予告があったとしても現実には対応は困難である。

質問 27-A・高い頻度

- ◇ 高い頻度によって、コストは追加的に発生する。
- ◇ ベネフィットはそもそも限定的であり、多くは期待できない。

質問 27-B・カウンターパーティーの変更

- ◇ 追加的なカウンターパーティー報告に係るコストが追加的に発生する。

質問 27-C・追加的な区分

- ◇ 通常システム開発は1年単位での対応となるため、追加的な区分に対し、迅速にシステム開発による正確な対応を行うことには限界がある。
- ◇ また要求される追加的な区分が、既存の取引情報を超える内容の場合、外部情報の追加取得にかかる限界（取得不可等）が存在する。ファンドの投資など、詳細をすぐに入手不可能なものもあり、より細かいデータ提供に完全に対応可能かどうか不明である。
- ◇ 基本的に追加のデータ要請があった場合には、既存のシステムから入手可能なデータをもとにベストエフォートで手作業する以外ないと考える。

○ アドホックデータ

質問 28・アドホックデータ：評価 5

- ◇ アドホックデータについては、内容によりシステム対応・人的手当等の大きなコストを伴うものも想定される。本提案の確定後は、中長期的に同一の枠組みを維持いただきたい。データ内容と対象範囲・期限等も現実的な対応が望まれる。
- ◇ どのような手続きが定められようとも、想定外のデータ要求があった場合には、現行のシステムでは対応不可能であることには変わりがない。本件に対応するためには、既に確立されている IT インフラやデータ設計全般を大きく変更する必要がある。

○ アクセスおよび秘密厳守に係る課題：情報共有の改善

質問 29・データの共有とアクセスの原則

- ◇ 情報共有に関しては、以下の点が懸念される
 - ✓ 当局以外の国際機関にもデータが提供される点。
 - ✓ I-I データには大口先の顧客取引情報が含まれる点。
 - ✓ 他国当局においても情報漏えいリスクがある点。
 - ✓ 本来の使用目的と異なる目的で利用されるリスクがある点。
- 以上の観点から、国を跨いだ場合の情報管理体制は徹底していただきたい。

○ 開示および追加データの開示

質問 30・対外公表

- ◇ 現時点では、I-A データを完全なかたちで提供可能かどうか不明であり、開示の是非を判断するのは時期尚早と考える。
- ◇ 仮に開示が必須となる場合も、四半期毎の全項目の開示ではなく、開示頻度

は年1回程度とし、単体ベース等の簡易な開示も許容されるべきである。

○ 新たなデータセットの蓄積および管理

質問 31・追加的なコメント

- ◇ 金融機関のシステム構造は、各国によって柔軟性や強度が異なっており、各国事情に応じた一定の裁量を認めるべきである。
- ◇ グローバルな金融政策への反映状況・結果分析の公表や、提供金融機関に対する詳細情報の還元など、収集したデータを金融機関業務に活用に資するための枠組みを構築いただきたい。
- ◇ 本提案の対応コストは、相応のシステム開発が必要とされるデータ要求水準であり、1銀行当たり、イニシャルコストで数十億円から数百億円レベルにも上ると考えられる。また、それに対応するメンテナンスコストとして、さらに年間数億円から数十億円が想定される。上記前提においては、対象となる金融機関の範囲にもよるが、邦銀全体では、イニシャルコストで数千億円、メンテナンスコストで年間数百億円規模の莫大なコストが想定される。
- ◇ また、データ収集範囲に海外店や海外現地法人等の子会社が含まれるのであれば、システム・人的資源において、さらに大規模なコストが想定される。ただし、前述はあくまで目安であり、データ収集のレベル感・前提条件やデータ定義が不明確でもあり流動的要素が残る。現実的な見積もりは不可能である。
- ◇ バーゼルⅢの新しい枠組みのほか、IFRS、CCP（清算機関）他、制度変更や規制強化に係る大型システム開発案件が目白押しの中で、システム投資・要員は逼迫し負担感が増していることも考慮に入れていただきたい。とりわけ、2013年から開始するバーゼルⅢへの対応は国際合意として最優先で進めるべき課題と認識している。人材・資金・時間など限りがある中で、2012年～2014年にかけて本データギャップによる作業とも重複する恐れがあるため、本来進めるべき作業に影響を及ぼさないような配慮が是非、必要である。
- ◇ 現状のBIS報告では、セクターや商品、通貨等の詳細な内訳を伴わないにも関わらず、作成に4週間を要している状況である。仮に主要海外拠点の新システム本格稼動、あるいはデータ整備が改善しても、システム非対応作業が必ず残ると考えられ、求められる範囲・期限での報告は困難である。また、データ取得が可能との前提に立った場合も、データ集計・帳票作成システムの開発に相当な時間とコスト発生が想定される。

以上